

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、大規模な工事の施工に際して、技術力を結集することにより工事の安定的施工を確保することを目的として工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体が発注する建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる建設工事の種類に応じ、1件当たりの設計金額がそれぞれ当該各号に定める金額以上のものとする。ただし、特殊な技術等を要し、確実かつ円滑な施工を確保するため技術力を特に結集する必要があると認められる工事については、対象工事とすることができる。

- (1) 土木一式工事 1億円
- (2) 建築一式工事 2億円
- (3) 電気工事 7,000万円
- (4) 管工事 7,000万円
- (5) 舗装工事 5,000万円

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

(構成員の要件)

第5条 対象工事について一般競争入札により発注する場合においては、共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 対象工事に対応する工事の種類について、入札参加有資格者名簿（いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）第4条第4項に規定する名簿をいう。以下同じ。）に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定。以下「暴排要

綱」という。)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(4) いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱(平成28年3月30日制定。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) その他必要に応じて定める要件

2 対象工事について指名競争入札により発注する場合においては、共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 対象工事に対応する工事の種類について、入札参加有資格者名簿に登載されていること。

(2) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 暴排要綱第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(4) 指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 対象工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「業法」という。)の許可業種について許可後の営業年数が3年以上あること。

(6) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該対象工事と同種の工事の施工実績を有すること。ただし、やむを得ない場合は、構成員の2分の1以上の者がこの要件に該当すること。

(7) 対象工事に対応する業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の組合せ)

第6条 対象工事について指名競争入札により発注する場合においては、共同企業体の構成員の組合せは、前条第2項の要件に該当する者による組合せによるほか、次に掲げる要件に該当する組合せとする。

(1) 技術力を結集することにより工事の安定的施工を確保することができると思われる者による組合せとすること。

(2) 市内に業法第3条第1項に規定する本店を有する者1社以上を含む組合せとすること。

(混合入札)

第7条 対象工事について一般競争入札により発注する場合において、単体企業で共同企業体と同等以上の施工能力を有すると認められる者がいるときは、工事の種類、規模等を勘案し、単体企業と共同企業体の混合による入札とすることができる。

(代表者)

第8条 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち中心的役割を担う者で施

工能力の大きいものとする。

(出資割合)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる共同企業体の構成員数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上とする。ただし、この割合により難い特別の理由があると認められる工事については、この限りでない。

(1) 2社 40パーセント

(2) 3社 30パーセント

(入札参加資格の確認申請等)

第10条 共同企業体により対象工事の一般競争入札に参加しようとする者は、いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱（平成7年2月22日制定。以下「一般競争入札実施要綱」という。）に基づく公告（以下「公告」という。）において定められた要件に該当する者により自主的に共同企業体を結成し、当該公告で指定された日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（一般競争入札実施要綱第1号様式）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式。次項において「協定書」という。）

(3) その他公告において指定された書類

2 対象工事の指名競争入札に参加しようとする者は、共同企業体を結成し、指定された日までに特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（第2号様式）及び協定書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、共同企業体の構成員は、同一の入札対象工事について同時に他の共同企業体の構成員となることはできない。

(解散の時期)

第11条 共同企業体は、請け負った工事に係る契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該契約が締結された日に解散する。

(構成員の脱退又は除名及び加入)

第12条 共同企業体が請け負った工事の完了前において、当該共同企業体の一部の構成員が脱退し、又は除名された場合は、他の構成員が共同連帯して当該工事の完成の義務を負うものとする。

2 前項の場合において、脱退し、又は除名された構成員が工事の施工の中心的役割を担っていたこと等により、他の構成員によっては適正な施工の確保が困難と認められるときは、当該他の構成員

からの申請に基づき、新たな建設業者を当該工事に係る共同企業体の構成員として加入させることができる。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則（平成10年4月1日）

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成14年10月28日）

この要綱は、平成14年10月28日から実施する。

附 則（平成17年1月1日）

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成22年2月22日）

この要綱は、平成22年2月22日から実施する。

附 則（平成25年9月26日）

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則（平成28年3月30日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月23日）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。